

安全装備品の適正な管理と使用に関する要領

消 防 局 消 防 団 室
平成 14 年 12 月 25 日制定
平成 18 年 8 月 28 日改正
平成 18 年 10 月 12 日改正
平成 19 年 2 月 2 日改正
平成 22 年 8 月 1 日改正
平成 23 年 7 月 1 日改正
平成 24 年 8 月 1 日改正
平成 27 年 4 月 1 日改正

1 目 的

安全装備品の活用による安全管理体制を確保するため、適正な管理と使用に関する要領を定める。

2 安全装備品の適正な管理について

(1) 消防団車庫等に、次のとおり安全装備品を配備する。

- ア 防火衣・防火帽 (各車両単位に 4 着)
- イ 安全誘導ライト (" 2 個)
- ウ 夜光チョッキ (" 2 着)
- エ 20mロープ (" 2 本)
- オ 小綱 (4m) (" 10 本)
- カ カラビナ (" 10 個)
- キ トランシーバー (" 4 台)
- ク ヘッドライト (" 8 個)
- ケ 救命ボート一式 (各車庫単位に 1 式)

(2) 個人に次のとおり安全装備品を貸与する。

- ア 警笛 (1 個)
- イ 救命胴衣 (1 着)
- ウ ケブラー手袋 (1 双)
- エ 防塵メガネ (1 個)

(3) 各消防団車庫で常置場所を定め、いつでも直ちに使用できるよう保管すること。

(4) 安全装備品については、防火の日 (毎月 7 日) を中心として、各分団毎に毎月、機械器具・装備の「点検日」を定め、別紙「点検票」による点検を実施すること。

(5) 分団長は、毎月点検の結果、異常があれば直ちに各署警防課に報告すること。

3 使用要領 (注意事項) について

(1) 防火衣・防火帽

建物火災出動は、原則として防火衣・防火帽を確実に装着するとともに、火災現場では、落下物や熱気、熱湯、対面放水から顔面を保護するため、防火帽の顔面保護用しころ等を活用すること。

(2) 夜光チョッキ

夜光チョッキを着用し、夜間の視認性を図ることで、消防団員の活動の安全を保持する。

(事故防止のための注意事項)

ア 夜間の誘導に際しては、必ず夜光チョッキを着用すること。

イ 災害現場での活動や交通誘導に際しては、必ず保安帽を着用すること。

ウ 車両の誘導を行う位置は、通行車両から見やすく、機敏に動くことができ、かつ、通行する車両による危険を避けることのできる安全な場所を選定すること。

エ 合図の動作は、明確に行い、相手がその合図を了解したかを確認すること。

オ 止むを得ない場合を除き、むやみに車道中央に出ないこと。

カ 特に夜間は、過労運転、飲酒運転、スピード違反等による重大事故の発生が多いことに留意すること。また、運転者の運転技能を過信しないこと。

なお、誘導灯を使用しての誘導方法等については、「車両誘導灯（赤色灯）の配布について（平成 11 年 7 月 14 日付消防局長から各消防団長あて通知）」を参考とすること。

(3) 救命胴衣

ア 水防時の警戒活動において、水位状況の確認等は安全な場所から行き、止むを得ず水際に近づく場合は、救命胴衣を着装し、固定物に命綱を結着して行うこと。

イ 水防活動において、危険な水際での作業は、転落したり流されたりしないよう救命胴衣及び命綱を着装して活動すること。

ウ 救命胴衣は、浮力を維持するため重量物を上に置いて保管しないこと。

(4) 20mロープ・小綱（4m）・カラビナ

災害現場でロープを要救助者や器具に結着し、吊り上げ、吊り降ろしをしたり、また、自らの身体を確保するときなどにロープを活用すること。

ロープ結索操法は、安全確保のため十分な知識と技術をもって迅速確実に行う必要があり、十分な訓練を実施すること。

団員研修（防災センター）で使用する研修資料「ロープの取り扱い及び保管上の注意事項並びに基本的な結索方法」を参考とすること。

(5) 救命ボート一式

救命ボートの適正な管理と使用については、別途救命ボートの取り扱い要領に基づき実施する。

(6) トランシーバー

災害時等における消防団員相互の情報伝達手段のために使用するとともに、危険情報等を共有することで、消防団員の安全を確保する。なお、広島市消防団トランシーバー運用要領に基づき活用すること。

(7) ヘッドライト

夜間の活動時において、自らの足元や活動場所を照らすことで活動時の安全を確保するために活用すること。

(8) 警笛

住民の避難誘導や車両誘導、更に、災害現場において危険情報を伝達し、注意警戒を喚起するための音声信号として活用すること。

(9) ケブラー手袋・防塵メガネ

災害現場活動では、ケブラー手袋を着装するとともに、飛散物や粉じん等の状況に応じて、防塵メガネを装着し、身体の安全を確保（身体保護）してから活動に従事すること。

附 則

- 1 この要領は、平成 18 年 8 月 28 日から施行する。
- 2 湯来地区における安全装備品の増強については、救命胴衣を除き防災基盤が整備されるまでの間とする。

附 則

- 1 この要領は、平成 18 年 10 月 12 日から施行する。
- 2 救命胴衣の整備数は、平成 18 年 10 月 1 日現在の実員数とする。ただし、中消防団、東消防団、南消防団、西消防団にあつては、当分の間、実員数の半数とする。なお、実員数が、平成 18 年 10 月 1 日現在の実員数を下回っても、救命胴衣の整備数は従前の数とし、上回った場合は、これを整備する。

別 表

区分	定数	団員数 (H18. 10. 1)	整備数
計	2,753	2,666	2,181
中	228	225	113
東	233	219	110
南	348	332	166
西	210	197	99
安佐南	394	380	380
安佐北	682	650	650

安芸	304	303	303
佐伯	354	360	360

附 則

- 1 この要領は、平成 19 年 2 月 2 日から施行する。
- 2 救命胴衣の整備数は、平成 18 年 10 月 1 日現在の実員数とする。なお、実員数が、平成 18 年 10 月 1 日現在の実員数を下回っても、救命胴衣の整備数は従前の数とし、上回った場合は、これを整備する。

附 則

- 1 この要領は、平成 22 年 8 月 1 日から施行する。

附 則

- 1 この要領は、平成 23 年 7 月 1 日から施行する。
- 2 救命胴衣の整備数は、条例定数により配備する。

附 則

- 1 この要領は、平成 24 年 8 月 1 日から施行する。
- 2 救命ボートの整備数は、平成 24 年 4 月 1 日現在の各車庫数に対して 1 式とする。

別 表

区分	車庫数 (H24. 4. 1)	整備数
計	151	151
中	9	9
東	11	11
南	12	12
西	9	9
安佐南	22	22
安佐北	47	47
安芸	16	16
佐伯	25	25

附 則

- 1 この要領は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 防塵メガネの最大整備数は、条例定数とする。

別 表 (H27. 4. 1 現在の整備数)

区分	定数	団員数 (H27. 3. 1)	整備数
計	2,753	2,697	2,697
中	228	227	227
東	233	226	226
南	348	331	331
西	210	202	202
安佐南	394	399	399
安佐北	682	666	666
安芸	304	305	305
佐伯	354	341	341

安全装備品管理点検票

○ 分団 車庫に配備している安全装備品 (年 月 日)

品 名	保 管 位 置 (各車庫で記載)	数 量		状 況 (異常の有無)	備 考 (異常があるときの状況)
		員数	現有		
防火衣				有 ・ 無	
防火帽				有 ・ 無	
安全誘導ライト				有 ・ 無	
夜光チョッキ				有 ・ 無	
20mロープ				有 ・ 無	
小綱 (4mロープ)				有 ・ 無	
カラピナ				有 ・ 無	
トランシーバー				有 ・ 無	
ヘッドライト				有 ・ 無	
救命ボート一式				有 ・ 無	

※ 防火の日（毎月7日）を中心として、毎月、機械器具・装備の「点検日」を定め、「点検票」による点検を実施し、異常があれば直ちに消防団事務局に報告すること。

員数について、1車両につき、防火衣4着、防火かぶと4個、安全誘導ライト2個、夜光チョッキ2着、20メートルロープ2本、小綱（4メートル）10本、カラピナ10個、トランシーバー4台、ヘッドライト8個とする。

救命ボート一式は、各車庫に配備

- ・ボート（本体、エアフロア、フットポンプ、オール、腰掛板、キャリーバック、補修キット、アンカーロープ、取扱説明書）
- ・浮環
- ・フローティングロープ（20m×1本、30m×1本、50m×1本）
- ・救命胴衣4着